

仕 様 書

1 委託業務名称

淀川区生涯学習フェスティバル用広報物等の作成業務委託

2 履行期限

令和7年11月21日

3 紙面様式

(1) チラシ

様式・構成：A4サイズ 両面フルカラー印刷（オフセット印刷）

紙質：上質グロスコート紙 104.7g/m²

(2) プログラム

様式・構成：仕上がりA4サイズ・二つ折り

両面フルカラー印刷（オフセット印刷）

紙質：上質グロスコート紙 104.7g/m²

(3) ポスター

様式・構成：A3サイズ 片面フルカラー印刷（オフセット印刷）

紙質：上質グロスコート紙 127.9 g/m²

※ 大阪市グリーン調達方針

(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html#housin>) 別表の

(1) 紙類及び(21)役務 (21) -2 印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮基準】について十分配慮されていること。ただし、(21) -2 印刷の判断の基準〈共通事項〉(1) については適用しないものとする。

4 業務内容

淀川区生涯学習フェスティバル用チラシ・プログラムの編集（デザイン・レイアウト等の作成）・校正・印刷・納品までの一切

- デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカット等の作成
- 校了後の Web サイト掲載用データ（1 ファイルにつき 1 MB 以下）・完成データ・保存用データの作成
- 版下校正
- 印刷・納品

5 制作・編集

(1) 資料提供

当区から Word・Excel・JPEG・PDF ファイル等のデータを、電子メール（以下、E メール）で出稿する。（E メールでの提供が困難なデータについては、当区と協議し、別途対応すること。）

(2) 編集

- 書体、級数、組み方は当区の指示によること。指示によらない場合は、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。
- 当区からの原稿等、作成イメージに基づきデザイン・レイアウトの原案を提示し、当区の審査を受けた上で、デザイン・レイアウトを行う。

- 編集作業スケジュールについては、当区の指示に従うこと。

(3) 写真

大小を問わず当区が提供する指定の写真・見出しを挿入すること。

(4) 校正

- ゲラへ朱書きで行う。(一部、Word・Excel・JPEG・PDF ファイル等のデータを E メールで出稿する。)
- 各校正時には、各ページの PDF ファイル (1 MB 以内) を当区へ提出すること。
- 校正の日程は、当区担当者と調整の上で決定し、当区の指示に従うこと。
- 校正は責了とせず、校了まで繰り返し行う。(当区の都合により、校正の途中で原稿の変更・組み替え、写真・イラスト等の差し替えをすることがある。)
- 校了日については、当区においては各印刷物納品期限日の 7 日前 (土・日曜日及び祝日を除く) を想定している。

6 印刷

(1) 発行部数

- チラシ 2, 0 0 0 部
- プログラム 5 0 0 部
うち 10 枚は舞台発表時間割・案内マップ等 A1 サイズ
- ポスター 1 0 0 部

(2) 印刷

「3 紙面様式」のとおり (参考チラシ・プログラムあり)

7 納品

校了後、当区の指定する期日までに、以下のものを全て納品すること。

(1) 印刷物にて納品するもの

「6 印刷」にて指定するチラシ・ポスター・プログラム

- 納品期限
 - (a) チラシ・ポスター
令和 7 年 9 月 12 日
 - (b) プログラム
令和 7 年 1 1 月 2 1 日

- 納品場所
大阪市淀川区十三東 2-3-3
大阪市淀川区役所 4 階市民協働課 (生涯学習担当)

(2) E メールにて納品するもの

チラシ・ポスター・プログラムの Web サイト掲載用 PDF データ

- 納品期限
 - (a) チラシ・ポスター
令和 7 年 9 月 12 日
 - (b) プログラム
令和 7 年 1 1 月 2 1 日

- 留意事項

1 ファイルにつき 1 MB 以下とし、最終校正を反映した完成データで、テキストが読み取れるもの。

8 契約金額

(1) 価格

契約価格は、紙面の編集・レイアウトに関する経費及び、版下作成など印刷に関する一切の経費、PDF データ化に関する経費と納品に関する経費等、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

(2) 支払い

受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。

9 再委託に関する事項

(1) 受注者は、業務等の全部を一括して、または次に掲げる主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

・本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、(3) の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質または目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、または、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を (3) 及び (4) に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

(1) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。

(2) 突発的な事由等による原稿、写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、速やかに双方協議し決定する。

(3) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 契約締結後、すみやかにデザインや日程等の詳細について協議すること。

- (5) 納品物品の名称及び数量等が確認できる納品書等を提出すること。
- (6) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、当区に帰属するものとする。
- (7) 当区とのやりとりは、日本語で行うこと。
- (8) 仕様書に関する質問は、文書により行うこと。
- (9) 契約書や仕様書に疑義が生じた場合や、定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (10) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に文書により質し、その内容を熟知の上応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (11) 別紙「特記事項」の規定を遵守すること。
- (12) 受注者は本契約締結後、別添 1「資材確認票」を事業担当まで提出し承認を受け、納品時に別添 2「オフセット印刷またはデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- (13) 納入品は、100 枚ごとに梱包すること。
- (14) 納入日時について事前に担当者と調整すること。

11 連絡先

淀川区役所市民協働課（生涯学習担当）

電話番号：06-6308-9415

FAX：06-6885-0535

Eメール：t10002@city.osaka.lg.jp

ドキドキ！ワクワク！学ぼう 活かそう 楽しもう

入場無料

淀川区生涯学習フェスティバル 2024

入場無料 子どもから大人まで大歓迎

今年は区民センターに
戻ってきました～

日時
令和6年 12月1日 日
12:30～15:30 (12:00 開場)



淀川区マスコットキャラクター
「夢ちゃん」



生涯学習ルーム
マスコットキャラクター
「スタートル」

場所 淀川区民センター
(淀川区野中南2-1-5)

- 12:30～開会式
- オープニングステージ
淀川区連合子ども会



- 舞台発表
- 作品展示
- 体験コーナー【材料費有】
- 子どもコーナー【無料】
- エンディングステージ【和太鼓・盆踊り】



- 内容を変更・中止する場合があります。
- 食事のできる模擬店はございません。
- 雨天決行ですが、荒天等による中止の場合は
淀川区役所 Twitter (ツイッター)
および会場掲示等にてお知らせします。

主催 淀川区生涯学習推進員連絡会、淀川区役所
協力 淀川図書館、淀川区子ども・子育てプラザ・淀川区社会福祉協議会

問合せ先 淀川区役所 市民協働課 ☎06-6308-9416

QR



阪急十三駅から徒歩8分
駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

<舞台発表>

- ・よさこい ・フラダンス ・紙芝居 ・ゴスペル ・手作り楽器
- ・コーラス ・ヒップホップダンス ・盆踊り ・和太鼓…エンディング



<作品展示>

- ・フラワーアレンジメント ・ちりめん細工 ・つまみ細工
- ・手作り楽器 ・パッチワーク ・くるみボタン ・生花
- ・絵手紙 ・書道



<体験コーナー> (材料費有)

- ・ペーパーで折るクリスマスツリー ・つまみ細工 ・手型アート



<子どもコーナー> (無料)

- ・折り紙のコマ ・紙コップロケット ・バルーン
- ・切り絵 ・手作りおもちゃ ・絵本読み聞かせ
- ・絵本展 ・動画アニメを作ろう



体験コーナー（第2会議室）

13:30～15:00（14:30 最終受付）有料

※数に限りがございます



ルーム名	内 容	参加費
東三国	手形アート	400 円
西三国	ペーパーで折るクリスマスツリー	200 円（緑と白 1 セット）
三津屋	つまみ細工	500 円

子どもコーナー（第1会議室）

13:30～15:00（14:30 最終受付）無料



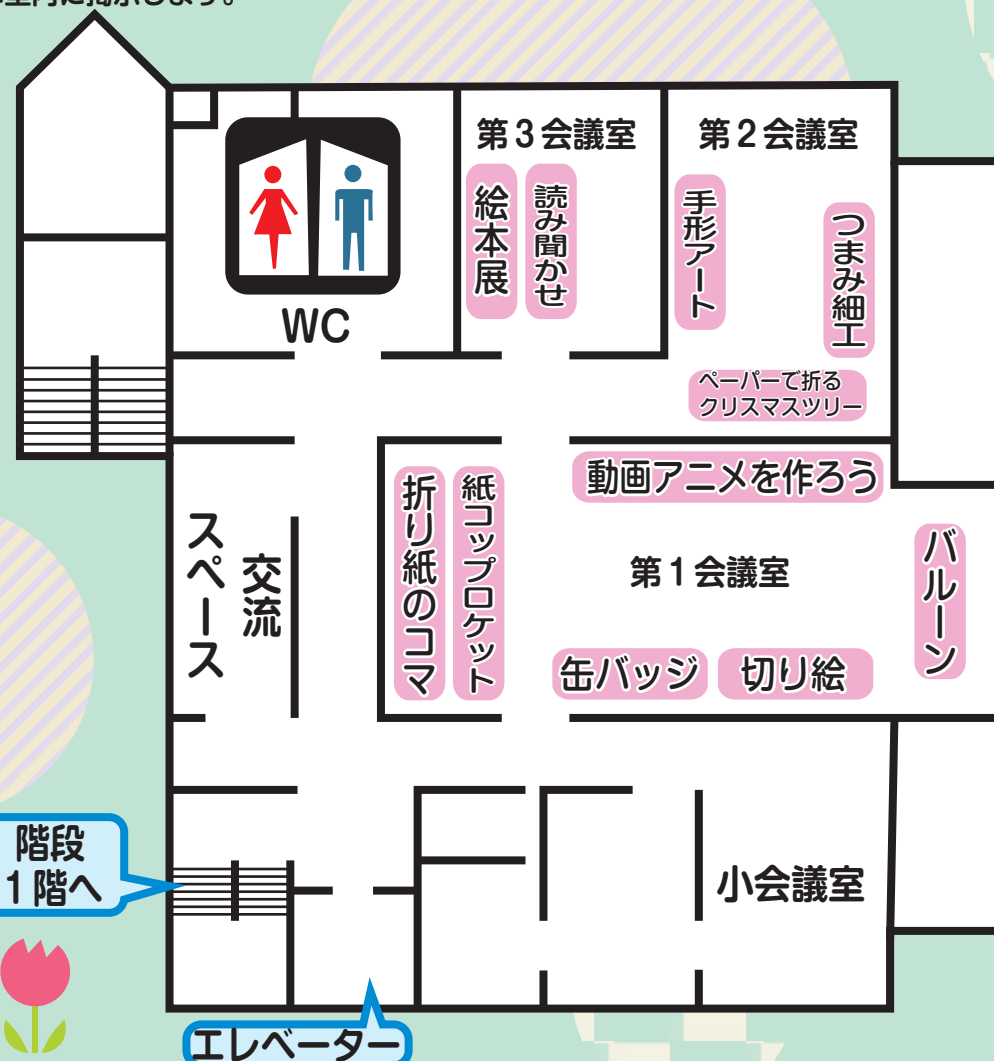
ルーム名など	内 容
新 高	折り紙のコマ・紙コップロケット
木 川	動画アニメを作ろう
木川南	切り絵
三津屋	バルーン
淀川区社会福祉協議会	缶バッジ

絵本の読み聞かせ・絵本展コーナー（第3会議室）

13:30～15:00

淀川図書館・淀川区子ども子育てプラザ

※絵本の読み聞かせの時間は室内に掲示します。



ドキドキ！ワクワク！学ぼう 活かそう 楽しもう

入場無料

淀川区生涯学習フェスティバル 2024

子どもから大人まで大歓迎

今年は区民センターに戻ってきました～

日 時

令和6年

12月1日

12:30～15:30（12:00 開場）

場 所

淀川区民センター
（淀川区野中南2-1-5）

■第1部（1階ホール）

12:30～

- オープニングステージ
（こども文化のまつり最優秀賞チーム）
- 開会式典



■第2部（1階ホール、3階会議室）

≪1階≫

- 舞台発表（13:05～）
- 作品展示

≪3階≫13:00～15:00

- 体験コーナー（14:30 受付終了）
- 子どもコーナー（14:30 受付終了）

●ペーパークリスマスツリー
●つまみ細工
●手形アート

●紙コップロケット
●切り絵

- 絵本の読み聞かせ & 絵本展コーナー



- 内容を変更・中止する場合があります。
- 雨天決行ですが、荒天等による中止の場合は淀川区役所ホームページ・X（旧ツイッター）および会場掲示等にてお知らせします。

ホームページはこちら→



主 催 淀川区生涯学習推進員連絡会、淀川区役所
協 力 淀川図書館、淀川区子ども・子育てプラザ・淀川区社会福祉協議会
淀川区子ども会連合協議会



淀川区マスコットキャラクター
「夢ちゃん」



生涯学習ルーム
マスコットキャラクター
「スタートル」

作品展示1階ホール



ルーム名	内 容
北 中 島	くるみボタン・活動写真
宮 原	フラワーアレンジメント
西 中 島	フラワーアレンジメント・ちりめん細工・水墨画（作品）写真
木 川 南	切り絵、絵画
十 三	絵手紙、書道
神 津	フラワーアレンジメント写真
塚 本	パッチワーク
三 津 屋	つまみ細工・手作り楽器
生涯学習	各校区ルーム紹介、ほか

舞台発表1階ホール



時 間	ルーム名	内 容
★13：05	三津屋	ゴスペル
13：22	三津屋	手作り楽器演奏
13：34	木 川	コーラス
13：46	木川南	紙芝居
★14：03	新 高	コーラス
14：21	加 島	踊り
14：34	三 国	フラダンス
14：47	木 川	ヒップホップダンス
15：00	木 川	和太鼓
エンディング	盆踊り	

★参加者体験あり

※時間は多少のずれが生じることがあります。ご了承ください。

1階案内マップ



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市 受注者：事業者）

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：０６－６３０８－９６２５）に報告しなければならない。